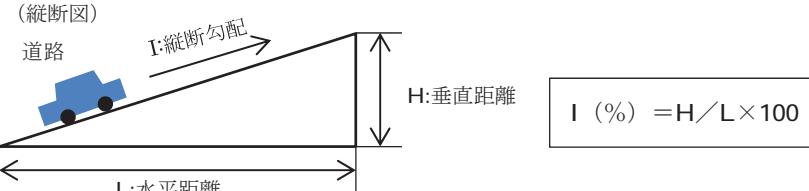


32	坂の多い地域の道路構造基準		まちづくり 義務付け・枠付けの見直し																																				
団体名	長崎市(長崎県)	人口	439,539人																																				
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長崎市では、急傾斜の坂が多い地域の特性に対応するため、平成23年12月、「長崎市市道の構造の技術的基準を定める条例」を制定し、国の基準よりも急勾配の道路を整備できるよう独自の道路構造基準を策定。 ○ 従来の基準では用地や工期がより多く必要となり、場合によっては断念せざるを得なかった急傾斜地での道路整備を可能にすることで、車の通行が可能となり買物・通院等の日常生活や救急搬送等の防災機能の観点で、住民の利便性向上。 																																						
背景・目的	<p>長崎市は、平地にある市街地を取り囲むように山が連なるすり鉢状の地形であり、高台まで家が連なっているため、坂が多く、坂自体も急なものが多い街である。</p> <p>斜面地に適合した道路整備を行う場合、国の基準では道路を迂回させなければならず、整備延長が長くなることで、多くの用地が必要となり、事業費もかかり、完成までに長い時間を要している。</p>																																						
内容	<p>従来、道路構造令の基準では、坂の縦断勾配は12%以下とされていた。第1次一括法により改正された道路法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、平成23年12月、「長崎市市道の構造の技術的基準を定める条例」を制定し、急な坂が多い実情に配慮して、道路の縦断勾配を17%まで引き上げ可能とした(平成24年10月施行)。</p> <p>「長崎市市道の構造の技術的基準を定める条例」で定める独自基準の概要 設計速度20キロ／時の新設道路における縦断勾配の上限値の緩和内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">道路の区分</th> <th colspan="4">縦断勾配の上限値(%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">道路構造令</th> <th colspan="2">長崎市条例</th> </tr> <tr> <th>通常</th> <th>地形の状況等 やむを得ない場合</th> <th>通常</th> <th>地形の状況等 やむを得ない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第3種</td> <td>普通道路</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>12</td> <td>—</td> <td>17</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>普通道路</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>12</td> <td>—</td> <td>17</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(縦断図)  道路 I:縦断勾配 L:水平距離 H:垂直距離 $I (\%) = H / L \times 100$</p>			道路の区分		縦断勾配の上限値(%)				道路構造令		長崎市条例		通常	地形の状況等 やむを得ない場合	通常	地形の状況等 やむを得ない場合	第3種	普通道路	9	12	9	17	小型道路	12	—	17	—	第4種	普通道路	9	11	9	17	小型道路	12	—	17	—
道路の区分		縦断勾配の上限値(%)																																					
		道路構造令				長崎市条例																																	
		通常	地形の状況等 やむを得ない場合	通常	地形の状況等 やむを得ない場合																																		
第3種	普通道路	9	12	9	17																																		
	小型道路	12	—	17	—																																		
第4種	普通道路	9	11	9	17																																		
	小型道路	12	—	17	—																																		
効果	<p>急勾配の地域の生活道路整備について、国の基準に従うと用地や工期が多く必要となるが、基準の緩和により整備に係る費用や工期を短縮でき、住民の利便性の向上につながっている。</p> <p>※新基準で整備された例:市道大鳥町大谷町1号線 延長=79m(平成26年5月末完成部分、全体計画は459m)、縦断勾配最大16.889%</p>																																						
担当課 関連サイト	<p>長崎市土木部土木総務課 http://www.city.nagasaki.lg.jp/soshiki/164/166/167/index.html</p>																																						

33	道路標識に記載するローマ字の大きさ	まちづくり 義務付け・枠付けの見直し																		
団体名	静岡県	人口 3,809,470人																		
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 静岡県では、外国人観光客の増加に対する対策の一環として、平成24年3月、「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例」を受けた規則において、道路標識に国の基準よりも拡大したローマ字の大きさの基準を策定。 ○ 漢字ではなくローマ字で標識を理解する外国人に対し、道路交通の安全性向上。 																			
背景・目的	静岡県は、平成25年6月に富士山が世界遺産へ登録されるなど、外国人観光客の増加が見込まれる地域であり、外国人にわかりやすい標識の設置が望まれている。																			
内容	<p>従来、道路法に基づく国の基準(標識令)では案内標識のローマ字の大きさは、文字(漢字、かな)の50%が基準とされていた。第1次一括法により改正された道路法に基づき国のが「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、静岡県では、平成24年3月、「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例」を受けた規則において、ローマ字の大きさを文字(漢字、かな)の65%まで拡大できるよう基準を定めた(同年4月施行)。</p> <p>国・静岡県における訪日外国人数(単位:人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>2011</th> <th>2012</th> <th>2013</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国全体</td> <td>6,218,752</td> <td>8,358,105</td> <td>10,363,904</td> </tr> <tr> <td>静岡県(推計)</td> <td>180,344</td> <td>267,459</td> <td>228,006</td> </tr> </tbody> </table> <p>※静岡県(推計)は、「訪日外国人動向調査」(観光庁)における「訪問率」を用いて算出</p> <p>「静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則」における基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>文字(ローマ字)の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県の基準</td> <td>文字(漢字、かな)の大きさの65%の値</td> </tr> <tr> <td>国の基準</td> <td>〃 50%の値</td> </tr> </tbody> </table> <p><従来の道路標識></p> <p><ローマ字を拡大した標識></p>		年	2011	2012	2013	国全体	6,218,752	8,358,105	10,363,904	静岡県(推計)	180,344	267,459	228,006		文字(ローマ字)の大きさ	県の基準	文字(漢字、かな)の大きさの65%の値	国の基準	〃 50%の値
年	2011	2012	2013																	
国全体	6,218,752	8,358,105	10,363,904																	
静岡県(推計)	180,344	267,459	228,006																	
	文字(ローマ字)の大きさ																			
県の基準	文字(漢字、かな)の大きさの65%の値																			
国の基準	〃 50%の値																			
効果	県が管理する案内標識を改修する際に、新基準で整備することで、漢字ではなくローマ字で標識を理解する外国人にとって視認性が向上し、道路交通の安全とともに、円滑な交通誘導が期待できる。																			
担当課 関連サイト	静岡県交通基盤部道路局道路保全課 http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-230/anzen/sign/index.html																			

34	多雪・多雨地域における公営住宅整備基準	まちづくり 義務付け・枠付けの見直し
団体名	金沢市(石川県)	人口 450,360人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金沢市では、雪や雨が多い地域であり、屋内で洗濯物を干す地域特性に対応するため、平成24年12月、「金沢市営住宅条例」を改正。 ○ 独自の設備基準であるサンルーム型物干場の設置を追加することで、居住の快適性が向上。 	
背景・目的	金沢市は、雪や雨が多く日照時間が短い典型的な日本海側気候である。そのような土地柄のため、一年を通じて洗濯物を干すのが屋内に偏ってしまう実情がある。	
内容	<p>従来、公営住宅法に基づく国の整備基準において物干場については規定されていなかった。第1次一括法により改正された公営住宅法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、金沢市では屋内で洗濯物を干すことが多いという地域特性に鑑み、平成24年12月、「金沢市営住宅条例」を改正し、サンルーム型の物干場を設置することを明確化した(平成25年4月施行)。</p>  <p>サンルーム型物干場</p>	
効果	平成26年度に建替えに着手する住宅(28戸)において、サンルーム型の物干し場を設置することとしており、地域の実情に合った公営住宅の整備を進めることで、公営住宅入居者の居住の快適性の向上につながるとともに、湿気・結露・カビ発生の予防を通じた居室の長寿命化を図ることができ、将来にわたって良質な住居を維持することができる。	
担当課 関連サイト	金沢市都市整備局定住促進部市営住宅課 http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29104/index.html	

35	公営住宅の間取りに関する基準		まちづくり 義務付け・枠付けの見直し
団体名	やわたし 八幡市(京都府)	人口	73,553人
事例の ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 八幡市では、今後の人口減少を見据え、公営住宅が多様な世帯の入居を可能にし、地域コミュニティの活性化に資するよう、平成25年3月、「八幡市市営住宅等の整備の基準を定める条例」を制定。 ○ 異なる間取りの整備により、多様な世帯の入居が可能となるよう基準を定めるとともに、児童遊園等の整備に当たっては、周辺住民との交流促進に考慮する旨を規定することで、地域コミュニティの活性化に資する。 		
背景・目的	<p>八幡市は、京都や大阪のベッドタウンとして発展し、団地が整備されてきた。市営住宅等は、32団地125棟が整備され、そのうち木造のものが28棟あり、築約50年以上であるため老朽化が進んでいる。</p> <p>今後、人口減少が見込まれる中、住宅政策の課題解決のため「八幡市住宅基本計画」を定め、市営住宅等については「八幡市営住宅等ストック総合活用計画」を平成25年度に見直し、その計画に沿って今後、市営住宅等の整備を行っていくこととしている。</p>		
内 容	<p>従来、公営住宅の間取りやその組合せについては国の基準では規定がなく、第1次一括法により改正された公営住宅法に基づき國の基準が「参酌すべき基準」とされた。</p> <p>これを受け、平成25年3月、八幡市では「八幡市市営住宅等の整備の基準を定める条例」を制定し、家族向け、2人世帯向け(老人・若年)といった多様な世帯の入居が可能となる住戸とするため、規模が異なる間取り等を組み合わせて整備することを定めた(同年4月施行)。</p> <p>また、同様に国の中規では規定がなかった児童遊園等(児童遊園、集会所、広場、緑地等)を設置する場合の基準については、入居者同士及び入居者と周辺住民との交流が促進されるよう考慮するものと定めた。</p>  <p><u>中ノ山団地第一工区(平成25年度完成)</u></p> <p>入居者の利便性や周辺住民との交流促進を図るため、バス停を市営住宅前に移設し、安全確保のため、前面道路に面して歩行可能なマウンドアップしたスペースを設置し、周辺住民への環境整備を行った。</p>		
効 果	<p>現在、平成27年度完了の木造住宅集約・建て替えにおいて、平成25年度に身体障害者向け1戸を含む世帯向け住宅を8戸建設、平成26年度に身体障害者向け3戸を含む世帯向けを18戸、2人世帯以下向け6戸の建設を予定、合計32戸の建設を実施。</p> <p>今後、想定される非木造住宅の建て替えにおいても、同様に取り組むこととしており、異なる間取りを整備することで、公営住宅に入居する多様な世帯への対応が可能となり、コミュニティバランスの改善につながる。また児童遊園等を周辺住民との交流の場として、地域コミュニティの活性化に資する。</p>		
担当課 関連サイト	<p>八幡市都市管理部住宅管理課</p> <p>http://www.city.yawata.kyoto.jp/soshiki_list.html</p>		

36	公営住宅における子育て世帯支援		まちづくり 義務付け・枠付けの見直し
団体名	横浜市(神奈川県)	人口	3,707,843人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜市では、市の子育て支援の一環として、平成24年12月、「横浜市営住宅条例」の改正により、子育て世帯について、国の基準では「未就学の子がいる世帯」としていたところ、「中学校卒業程度までの子がいる世帯」に拡大する市独自の基準を策定。 ○ 支援の拡充により、幅広い子育て世帯が裁量階層(※)の対象となり、当選率も優遇されることから、これらの世帯の入居を促進。これにより多様な世代構成を確保。 		
背景・目的	<p>横浜市では、子育て世帯への支援を厚くしている。就学前の児童については、横浜保育室の整備等を行っているが、就学児童のいる世帯への支援を充実させが必要であり、また、市営住宅に入居する世帯の多様化を確保する必要がある。</p>		
内 容	<p>公営住宅の裁量階層の対象となる子育て世帯は、従来、国の基準では「未就学の子がいる世帯」とされていたが、第1次一括法により改正された公営住宅法に基づき、この基準が「参酌すべき基準」とされた。</p> <p>これを受け、横浜市では、平成24年12月、「横浜市営住宅条例」を改正し、裁量階層の子育て世帯について、「中学卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子がいる世帯」まで拡大した(平成25年4月施行)。</p> <p>※裁量階層 高齢者や障害者等、入居者の心身の状況や世帯構成、区域内の住宅事情等を勘案して、特に居住の安定を図る必要がある世帯。その入居収入基準は、公営住宅法施行令で定める金額以下(現行:25.9万円以下)で条例において金額を定めることとなっており、横浜市では「21.4万円以下」と定めている。</p>		
効 果	<p>子育て世帯の支援を拡充することにより、幅広い子育て世帯が裁量階層の対象となり、当選率も優遇されることから、これらの世帯の入居が促進される。これにより、入居者の高齢化が進む中で自治会活動や市営住宅の維持管理に必要な担い手が増加し、防災、地域の活性化が期待できる。</p>		
担当課 関連サイト	<p>横浜市建築局市営住宅課 http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/kanri/</p>		

37	降灰地域の都市公園の基準		まちづくり 義務付け・枠付けの見直し																																																				
団体名	鹿児島県	人口	1,701,387人																																																				
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鹿児島県では、火山灰が降る地域の特性に対応するため、平成24年12月、「鹿児島県都市公園条例」を改正。 ○ 都市公園内の屋内運動施設等の建ぺい率は通常12%だが、条例により、降灰防除地域の都市公園に屋内運動施設等を設置する場合には、22%まで拡大。これにより、利用者の快適性の向上に寄与。 																																																						
背景・目的	<p>鹿児島県は、活火山の桜島があり、その噴火により火山灰が降り積もる。一部地域は活動火山対策特別措置法12条1項で内閣総理大臣が指定する「降灰防除地域」に指定されている。噴火による降灰があった場合、屋外での運動が制限されるため、屋内運動施設の需要が高い。</p>																																																						
内容	<p>従来、都市公園法の公園に設置する施設の建ぺい率は、2%が基準であり、その他文化財や屋内運動施設等を設置する場合には、特例加算が認められている。</p> <p>屋内運動施設等を設置する場合の建ぺい率の特例加算は10%とされているが、第2次一括法により改正された都市公園法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、鹿児島県では、平成24年12月、「鹿児島県都市公園条例」を改正し、降灰防除地域の都市公園に屋内運動施設等を設置する場合には、その特例加算を20%に拡大した(平成25年4月施行)。</p> <table border="1"> <caption>桜島の降灰状況 (年別) 【昭和54年～平成26年】</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>降灰量 (kg/m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>S54</td><td>~</td></tr> <tr><td>S55</td><td>~</td></tr> <tr><td>S56</td><td>~</td></tr> <tr><td>S58</td><td>~</td></tr> <tr><td>S60</td><td>1,101</td></tr> <tr><td>S62</td><td>~</td></tr> <tr><td>H1</td><td>~</td></tr> <tr><td>H3</td><td>~</td></tr> <tr><td>H5</td><td>~</td></tr> <tr><td>H7</td><td>~</td></tr> <tr><td>H9</td><td>~</td></tr> <tr><td>H11</td><td>~</td></tr> <tr><td>H13</td><td>~</td></tr> <tr><td>H15</td><td>~</td></tr> <tr><td>H17</td><td>~</td></tr> <tr><td>H19</td><td>~</td></tr> <tr><td>H21</td><td>~</td></tr> <tr><td>H23</td><td>~</td></tr> <tr><td>H25</td><td>~</td></tr> <tr><td>平成25年3月末</td><td>296</td></tr> <tr><td>平成24年</td><td>342</td></tr> <tr><td>平成23年</td><td>234</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>245</td></tr> <tr><td>平成21年</td><td>126</td></tr> <tr><td>平成26年3月末</td><td>32</td></tr> </tbody> </table>			年	降灰量 (kg/m ²)	S54	~	S55	~	S56	~	S58	~	S60	1,101	S62	~	H1	~	H3	~	H5	~	H7	~	H9	~	H11	~	H13	~	H15	~	H17	~	H19	~	H21	~	H23	~	H25	~	平成25年3月末	296	平成24年	342	平成23年	234	平成22年	245	平成21年	126	平成26年3月末	32
年	降灰量 (kg/m ²)																																																						
S54	~																																																						
S55	~																																																						
S56	~																																																						
S58	~																																																						
S60	1,101																																																						
S62	~																																																						
H1	~																																																						
H3	~																																																						
H5	~																																																						
H7	~																																																						
H9	~																																																						
H11	~																																																						
H13	~																																																						
H15	~																																																						
H17	~																																																						
H19	~																																																						
H21	~																																																						
H23	~																																																						
H25	~																																																						
平成25年3月末	296																																																						
平成24年	342																																																						
平成23年	234																																																						
平成22年	245																																																						
平成21年	126																																																						
平成26年3月末	32																																																						
効果	<p>都市公園内の屋内運動施設等の建ぺい率は通常12%だが、降灰防除地域であることを踏まえ、条例により22%まで拡大した。これにより、利用者の快適性の向上に資する。</p>																																																						
担当課 関連サイト	<p>鹿児島県土木部都市計画課 http://www.pref.kagoshima.jp/infra/toshi/toshikoen/index.html</p>																																																						

38	国定公園内における行為許可		まちづくり 条例による事務処理特例制度
団体名	柏崎市(新潟県)	人口	89,616人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年4月、事務処理特例条例により、自然公園法に基づく公園内における各種行為の許認可の権限が市に移譲され、国定公園内における開発行為等の許可手続が市内で完結。 ○ これにより、許可までの審査期間が短縮された。 		
背景・目的	<p>柏崎市には、14箇所の海水浴場が存在し、市全体で年間100万人近くの海水浴客が訪れている。また、市内の日本海沿岸部の一部は佐渡弥彦米山国定公園の区域に指定されており、市内の海水浴場の約半数は当該区域内にある。</p> <p>国定公園内の海水浴場に海の家を建設する等の工事を行う際、従来は県の許可が必要であったところ、実務上、市が申請を受理し、市から県に進達するという事務手續がとられていた。しかし、県への進達及び審査に時間がかかるており、申請から許可までに最長で1か月程度かかることもあった。</p> <p>(参考) 申請事例=年2~3件程度(H22:3件、H23:3件、H24:2件) 内訳:海の家の建築、水道管やケーブル管の敷設工事等</p>		
内 容	<p>平成19年4月、事務処理特例条例により、自然公園法に基づく市内の国定公園内における各種行為の許認可の権限が市に移譲された。これにより、許可事務における県への進達が省略されたため、おおむね1週間程度で許可を行うことができるようになった。</p>		
効 果	<p>申請手続が市で完結するようになったことで、許可までに要する期間が短縮され、事業者の負担軽減につながった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>柏崎市産業振興部観光交流課 http://www.city.kashiwazaki.niigata.jp/detail/1770266337.html</p>		